

平成28年2月29日

市連 }
地区連 } 各事務局長殿
高体連 }

神奈川県空手道連盟
理事長 市川 文一
神奈川県空手道連盟・技術委員会
審判部会長 佐藤 秀喜
(公 印 省 略)

平成28年度 公認全国 組手 審判員講習会・審査会の開催について (通知)

表記の件について、別紙のとおり財団法人全日本空手道連盟より通知がありました。

貴連盟所属の会員への周知をお願い致します。

各要項を留意の上、申し込みをしてください。

(通知内容) 計 5枚

1. 平成28年度公認全国組手審判員講習会・審査会の開催について (通知) (本紙)
2. 平成28年度公認全国組手審判員講習会・審査会開催要項
3. 平成28年度公認全国組手審判員講習会・審査会日程
4. 平成28年度公認全国組手審判員講習会・審査会申込書
5. 公認審判員受審条件一覧表
6. 平成28年度審判資格 (形・組手) 有効期限に関する案内

以上

(事務担当)

〒233-0003 横浜市港南区港南2-20-34-104

審判委員会 事務長 高松 景子

携帯TEL: 080-5502-0689

携帯アドレス: karate-no-keiko@ezweb.ne.jp

平成28年度公認全国組手審判員講習・審査会開催要項

1. 講習・審査会場

(1) 東京会場

期 日：平成28年4月9日（土）～10日（日）

会 場：日本空手道会館

所在地：〒135-8538 東京都江東区辰巳 1-1-20

Tel：03-5534-1951

交通案内：東京メトロ有楽町線「辰巳駅」下車1番出口より徒歩5分

(1) 大阪会場

期 日：平成28年4月16日（土）～17日（日）

会 場：エディオンアリーナ大阪（大阪府立体育会館）

所在地：〒556-0011 大阪市浪速区難波中 3-4-36

Tel06-6631-0121

交通案内：地下鉄御堂筋線「難波駅」下車

2. 日 程 別 紙

3. 対 象 者

(1) 全国組手審判員新規受審者（次の条件を満たす者）

①公認4段位以上（推薦段位は除く）

②地区組手審判員資格取得後3年以上

（東京会場受審者：2013年4月9日以前取得者）

（大阪会場受審者：2013年4月16日以前取得者）

③空手道歴11年以上（満15歳より数える。）

④満30歳以上（審査日の満年齢）

⑤日本体育協会公認空手道指導員以上（※今年度より受審条件に追加）

(2) A級ランク付受審者（次の条件を満たす者）

①全国組手審判員資格取得者

②日本体育協会公認空手道指導員以上（※今年度より受審条件に追加）

(3) 全国組手審判員更新者（次に該当する者）

①現在の有効期限が、2017年3月31日の者

②現在の有効期限が、2018年3月31日の者

注）平成27年度日本体育協会公認空手道指導員養成講習会修了者についても、全国組手審判員及びA級ランク付けの受審をお認めします。受審申込時に本連盟発行の指導員養成講習会専門科目修了証の写しを提出してください。

4. 受講料
- | | |
|---|---------|
| (1) 全国組手審判員新規受審者 | 25,000円 |
| (2) A級ランク付受審者 | 25,000円 |
| (3) 全国組手審判員更新者 | 35,500円 |
| <u>(受講料 25,000円+更新料 10,000円+新会員証発行手数料 500円)</u> | |
| (4) 更新兼A級ランク付受審者 | 35,500円 |
| <u>(受講料 25,000円+更新料 10,000円+新会員証発行手数料 500円)</u> | |
- * A級ランク付受審者 (2017.3.31で満65歳未満の者)
* 一旦納入した受講・審査料は返却しません。
* 今年度より受講料及び更新料が変更しておりますのでご注意ください。

5. 申込方法

- (1) 全空連に直接申し込みはしないでください。
(2) A級ランク付受審者は更新受講も申込みできます。
(3) 全空連終身会員は受けられない。成年会員又はゴールド会員に登録してください。
(会員更新手続き中の方は証明書を添付してください。)
(4) 新規受審、ランク付けの者は返信用封筒長3形(120mm×235mm)を住所、氏名を記入し、切手82円を貼付し必ず同封ください。

(5)

(申込先) 〒233-0003

神奈川県横浜市港南区港南 2-20-34 レオパレス港南中央 104
神奈川県空手道連盟 技術委員会 審判部 事務長 高松景子
(問合せ: TEL080-5502-0689) **※ f a x 不可必ず郵送の事**

(振込銀行) りそな銀行 横須賀支店
普通預金 No. 2278155
口座名 神奈川県空手道連盟 審判委員会

○振込受取書(コピー)を同封して下さい。必ず個人名でお振り込みください。

振込受取書のコピーは**絶対に申込書にのり付しないでください。**

- (6) 平成27年度日本体育協会公認空手道指導員養成講習会専門科目修了者は全空連発行の修了証コピーを申込書と必ず合わせて提出してください。

*** 受講・受審者の遅刻・早退は認めません。**

*** 日本体育協会の指導者資格をお持ちでない方も全国組手審判員資格の更新は可能です。**

6. 申込期限 平成28年3月18日(金)必着

(締切後は一切受け付けません。)

7. 講習・審査内容 (1) 更新受講者・・・・・・規定講習
(2) A級ランク付受審者・・規定講習、実技試験
(3) 新規受審者・・・・・・規定講習、筆記試験・実技試験

8. 携 帯 品 笛、空手競技規定、審判員シューズ、筆記用具、
空手道手帳（更新受講者でお持ちの方のみ）

9. 服 装 審判員の服装

10. その他

(1) 宿泊・飲食施設

日本空手道会館付近には、宿泊施設及び多人数が利用できる飲食施設がありません。
ご希望の方は申込先（高松）までご連絡ください。申込書送付いたします。

(2) 合格者の発表は5月11日以降にホームページにて掲載いたします。全空連への直接
の問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

(3) 全国審判員の更新講習を受講される方へは、新しい会員証を規定講習終了後、当日会
場にてお渡しいたします。必ずお受け取りになってからお帰りください。

(4) A級合格者で国体及び全日本大会で審判員をする者は、後日通知する研修会を受講す
ることを原則とします。

平成28年度公認全国組手審判員講習・審査会日程（予定）

東京会場：平成28年 4月 9日（土）～10日（日） 日本空手道会館

大阪会場：平成28年 4月16日（土）～17日（日） エディオンアリーナ大阪
（大阪府立体育会館）

第1日目

受付： 9：00～ 9：30

開講式： 9：30～ 9：40

規定講習： 10：00～10：45

実技試験

（1）ランク付受審者： 11：00～13：00

（2）新規受審者： 13：00～

新規受審者筆記試験： 11：00～11：40

12：00～12：40

第2日目

受付： 8：30～ 9：00

実技試験

（1）ランク付受審者： 9：00～12：00

（2）新規受審者： 13：00～15：40

* 都合により時程の変更もありますので御了承下さい。

公認審判員受審条件一覧表

種 別	公認段位	技術資格	空手道歴	審判歴	年 齢	区分と資格	
全国組手審判員	4 段以上	公認 空手道 指導員 以上	11 年以上	地 区 組 手 審判取得後 3 年 以 上	満 30 歳 以 上	A 級	当該年度の審査により認定された者。 全国規模の監査役、主審、副審。
						B 級	全国規模の副審、地区規模の監査役、主審、副審。
地区組手審判員	3 段以上	公認 空手道 指導員 以上	8 年以上	都道府県組 手審判取得後 2 年以上	満 27 歳 以 上	A 級	当該年度の審査により認定された者。 地区規模の監査役、主審、副審、都道府県の監査役。
						B 級	地区規模の副審。 都道府県の主審、副審。
都道府県組手審判員	3 段以上		7 年以上		満 25 歳 以 上	A 級	都道府県の主審
						B 級	都道府県の副審
C 級			全国組手審判員、地区組手審判員で、昭和 61 年以前に資格を取得し、推薦段位保持者並びに公認段位を保持しない者は、全国組手審判員 C 級、地区組手審判員 C 級とする。				

(注 1) 空手道歴は満 15 歳より数える。

(注 2) 平成 28 年度から全国組手審判員及び地区組手審判員取得者に日体協公認空手道指導員以上の資格保持を義務付ける。日体協スポーツ指導員以上の資格を所持していない全国組手審判員及び地区組手審判員取得者は該当資格の C 級に位置付ける。

(注 3) 上記注釈 2 における全国組手審判員 C 級は全国組手審判員 A 級を、地区組手審判員 C 級は全国組手審判員を受審できないものとする。

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
 平成28年度（2016年）に資格更新をする者（全国・地区）

	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年				
	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1			
現在の有効期限			(28年度)		(29年度)		(30年度)		(31年度)		(32年度)		(33年度)		
① 2016年3月31日以前の者 (未更新者降格)	→		(都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)												
② 2017年3月31日の者 (期限内に更新)			←						→		新有効期限 (2020. 3. 31)				
			0年	1年		2年		3年							
③ 2018年3月31日以降の者 (期限内に更新)					←						→		新有効期限 (2021. 3. 31)		
			0年	0年		1年		2年		3年					

- (注) 1. ②の者は平成28年度内に更新しないと、平成29年4月1日以降は降格になる。
 2. 平成28年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)
 3. 2019年3月31日が有効期限の者が平成28年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2021年3月31日となる。